

高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業実施要領

第1 趣旨

高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金（以下「整備事業」という。）については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第900号）、花粉の少ない苗木の生産拡大地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号）、花粉の少ない苗木の生産拡大実施要領（令和5年11月29日付け5林整研第196号）及び高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 目的

今後の原木生産の増大に伴う再生林の増大及び花粉発生源対策に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者や花粉の少ない苗木の生産拡大に向けた採種園・採穂園（以下「採種園等」という。）を整備する者、採種園等管理技術者の育成・確保を行う者及び苗木生産における労働力確保・育成を行う者に対し、要綱別表第1に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。

第3 補助事業者

補助事業者については、要綱別表第1に規定するとおりとする。

なお、補助事業者については、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限る。

第4 事業計画の作成

補助事業者が整備事業を実施する場合は、コンテナ苗生産基盤施設等整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成しなければならない。

補助事業者は、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で、当該年度の事業計画を作成し、所管の林業事務所長（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「林業事務所長」という。）を経由して、知事へ提出しなければならない。計画については、第4及び要綱別表第1に定めるもののほか、次によるものとする。

- （1）事業計画は、利用計画等から見て事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであり、かつ、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。
- （2）事業計画は、別記第1号様式により次に掲げる事項を定め、別記第2号様式により知事に申請するものとする。ただし、イ及びエについては事業区分「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」に限る。

ア 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等

イ 事業計画（個別指標）

ウ 年度計画

エ 費用対効果分析結果報告書

第5 事業計画の承認

知事は、事業計画について第4により提出のあった計画が次の要件を満たしていると認めるときは、別記第3号様式により、その承認を行うものとする。

- (1) 事業内容、採択要件等が第4及び要綱に適合すること。
- (2) 地域の実態に即し、技術的及び資金的に見て実行可能なものであること。

第6 事業計画の変更

補助事業者は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。

- (1) 計画における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続については、第4及び第5に準じて行うものとする。

- ア 経費の配分を変更する場合
- イ 補助金額を増額変更する場合
- ウ 事業種目の新設又は廃止

第7 評価等

補助事業者は、個別の施設費について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領に基づいて、事前評価及び事後評価を実施するものとする。ただし、事業区分「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」に限る。

(1) 事前評価

補助事業者は、事業計画の作成において、費用対効果分析による事業効果の測定を行う。

(2) 事後評価

補助事業者は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、目標年度の翌年度の9月末日までに事後評価を林業事務所長を経由して、知事に報告するものとする。

(3) 達成状況報告

補助事業者は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況をアにより、林業事務所長を経由して知事に報告するものとする。

ア 事業計画の評価及び目標の達成状況

目標年度は、事業完了年度とする。

なお、目標の達成状況の調査年度は、事業実施年度とする。

補助事業者は、調査年度の翌年度の9月末日までに別記第4号様式により、林業事務所長を経由して知事に報告する。

イ 知事は、目標値の達成状況報告を受けたときは、その内容を審査し事業計画に掲げた目標値の達成状況が低調である場合は、補助事業者に対して目標達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（「改善措置」という。）を実施する。

なお、改善計画は、別記第5号様式により作成し、林業事務所長を経由して知事に報告しなければならない。ただし、自然災害、社会経済事情の著しい変化等による場合は、この限りでない。

第8 その他

- 1 管理主体（原則として補助事業者とする。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、当該事業の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 補助事業者が普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）」に準じることとする。

附則

この要領は、平成28年5月19日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月29日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年8月23日から施行する。

附則

この要領は、令和7年5月14日から施行する。